

新生活特集

春は、新しいことが始まる季節。4月から進学や就職など、環境が変わる人も多いのではないのでしょうか。
今回は、宇都宮での新生活に役立つ、便利でお得な情報を紹介します。

宇都宮の情報を
ゲットしよう
☎ 広報広聴課 ☎ (632) 2028

宇都宮の情報がいっぱい！

「広報うつのみや」を読む

広報うつのみやは、宇都宮での生活に役立つ情報が満載です。詳しくは、市☎をご覧ください。

▼電子書籍やアプリでも読めます

広報うつのみやは、市☎などから電子書籍版を読むことができます。また、TOCHIGI eBOOKSやマイ広報紙、無料アプリ「マチイロ」で、いつでもどこでも、スマートフォンやタブレットなどで広報紙を読むことができます。

ID 1027758



▲市☎

生活に役立つ！

暮らしの便利帳を活用しよう

宇都宮での生活に必要なさまざまな手続きの方法や、市内公共施設の利用方法など、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

詳しくは、市☎をご覧ください。

ID 1009651



▲市☎

市公式LINE教えてミヤリー

24時間365日いつでも、どこでも気軽に子育てや暮らしに関するお問い合わせができます。

▼アカウント @utsunomiyacity



市公式X

重要なお知らせや市☎の最新情報などを即時にお知らせしています。

▼アカウント @city_utsunomiya



市公式Instagram

生活関連情報やイベント、市の魅力に関する情報などをお知らせしています。

▼アカウント city_utsunomiya



市公式YouTube

市長定例記者会見の様子や市政広報番組などを公開しています。

▼アカウント utsunomiyacity2



ごみ出しは決められた曜日と時間に！

ID 1023089

家庭ごみの収集事業者が変わります ☎ごみ減量課 ☎ (632) 2423

4月1日から家庭ごみの収集事業者が変更となるため、ごみステーションへ収集に向う時間が、これまでと前後する可能性があります。

ごみは種類ごとに分別し、決められた曜日の午前8時30分（地域により午前7時）までに出してください。

地域ごとのごみの排出時間については、「ごみ収集曜日一覧表」（市☎でも閲覧可）をご覧ください。

なお、収集する曜日や分別品目などに変更はありません。



▲市☎

お得に暮らそう

最大**85万円**+子ども1人に付き**5万円**加算補助

マイホーム取得支援事業補助金

本市の拠点に住宅を取得した世帯に、住宅取得費の一部を補助します。

- ▼補助額 市内転居者=最大50万円、市外転入者=最大85万円。子ども1人に付き5万円加算。
- ▼申請期限 住宅取得日から6カ月以内。
- ▼申請方法 市電子申請共通システムに必要事項を入力し、必要書類を添付するか、住宅政策課(市役所9階)、各地区市民センター・出張所に置いてある申請書(市庁からも取り出し可)に必要事項を書き、必要書類を添えて、直接または送付で、〒320-8540 市役所住宅政策課☎(632)2735へ。
- ▼その他 住宅ローン契約日以前に申し込みが必要などの要件があります。詳しくは、市庁をご覧ください。

ID 1035604



▲市庁



最大**12万円**+子ども1人に付き**1万円**加算補助

若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等 家賃補助金

本市の拠点にある民間賃貸住宅へ転入・転居した若年夫婦などに、家賃の一部を補助します。

- ▼補助額 市内転居者=最大6万円、市外転入者=最大12万円。子ども1人に付き1万円加算。
- ▼申請期限 賃貸借契約日から6カ月以内。
- ▼申請方法 市電子申請共通システムに必要事項を入力し、必要書類を添付するか、住宅政策課、各地区市民センター・出張所に置いてある申請書(市庁からも取り出し可)に必要事項を書き、必要書類を添えて、直接または送付で、〒320-8540 市役所住宅政策課☎(632)2735へ。
- ▼その他 賃貸借契約日以前に申し込みが必要などの要件があります。詳しくは、市庁をご覧ください。

ID 1035606



▲市庁



最大**10万円**補助

住宅改修事業費補助金

断熱改修や、バリアフリー改修などの住宅改修工事を行った人に、その工事費の一部を補助します。

- ▼補助額 住宅改修工事費の10%(最大10万円)。
- ▼申請期限 令和8年2月末日。
- ▼申請方法 市電子申請共通システムに必要事項を入力し、必要書類を添付するか、住宅政策課、各地区市民センター・出張所に置いてある申請書(市庁からも取り出し可)に必要事項を書き、必要書類を添えて、直接または送付で、〒320-8540市役所住宅政策課☎(632)2735へ。
- ▼その他 対象要件や申込方法など、詳しくは、市庁をご覧ください。

ID 1035607



▲市庁



1カ月最大**1万円**補助

東京圏通勤通学支援補助金

本市から東京圏に通勤・通学する人の新幹線定期券購入費の一部を補助します。

- ▼対象 補助金の交付決定後3年間、本市に居住する意思があり、東京圏の事業所や小・中学校、高校、大学などに新幹線定期券を利用して通勤・通学する、次のいずれかに該当する人。①令和5年4月1日以降に東京圏から本市に転入し、週の半分以上通勤する人②学校などを卒業後3年以内で、週の半分以上通勤する29歳以下の新卒者③学校などへ通学する29歳以下の学生など。その他、補助申請時点で住民票が本市にあることなどの要件あり。
- ▼補助額 定期券購入費の3分の1(1カ月最大1万円)。
- ▼申請期間 4月1日~令和8年3月31日。
- ▼その他 定期券購入の際は、領収書や定期券の券面の写しを保管してください。対象要件や申込方法など、詳しくは、市庁をご覧ください。

ID 1032259



▲市庁

設備をお得に整えよう

住宅なら最大**15万円**補助

大谷石利用促進補助金

市内で、建物の内外装の材料として、宇都宮の名産「大谷石」を利用した場合に、その工事費の一部を補助します。

- ▼補助額 材料費・工事費の30%（最大10万円。ただし、外壁の材料として5㎡以上使用する場合は最大15万円）。1㎡当たりの工事単価3万8,000円（仕上げ加工石使用部分は5万円）まで。
- ▼対象 4月1日以降に、大谷石を内外装材として、5㎡以上使用する住宅。塀や蔵は不可。
- ▼その他 賃借物件の場合、貸主から許可を得ていれば可。工事着工前に申請を行ってください。

ID 1005665



▲市HP

また、施工後の写真を大谷石のPRに使用することがあります。詳しくは、市HPをご覧ください。大谷振興室 ☎(632)2455へ。

事務所・店舗ではさらに増額！

10㎡以上利用すると、最大30万円補助します。



太陽光発電+蓄電池セットで最大**44万円**補助

家庭向け脱炭素化促進補助金

住宅用太陽光発電システムや蓄電池などの購入や設置費用の一部への補助を行います。今年度からLCCM住宅※も補助対象として拡充しました。国や県の補助と併用も可能です。

▼補助対象機器・補助額・事業完了日 下の表の通り。

補助対象機器	補助額	事業完了日
ZEH・(新)LCCM住宅	1件当たり20万円	引渡日
太陽光発電システム (基本額)	1kW当たり1万円 (上限8万円)	電力会社との電力受給を開始した日 (買取期間起算日)
太陽光発電システム (既築加算)	1kW当たり2万円 (上限16万円)	電力会社との電力受給を開始した日 (買取期間起算日)
定置型蓄電池	1kWh当たり2万円 (上限20万円)	保証開始日
燃料電池(エネファーム)	1件当たり2万円	保証開始日
給電性能を備えたBEV	1件当たり20万円	登録年月日
HEMS	1件当たり1万円	保証開始日

※ 建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO2に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO2排出量も含めライフサイクルを通じてのCO2の収支をマイナスにする住宅。

▼補助対象者 4月1日～令和8年3月31日まで機器の導入に係る契約を締結する人。

▼申請期間 補助対象機器ごとに定められた事業完了日から1年間。

▼その他 補助対象機器ごとに補助要件があります。詳しくは、市HPをご覧ください。環境創造課 ☎(632)2408へ。

ID 1040207



▲市HP

トピック

地域の「和」を未来へつなぐ

宇都宮市地域で支え合う自治会条例を制定しました

ID 1040442



自治会は、地域のみんなで協力し合いながら、さまざまな活動を行い、住み良いまちをつくっています。

さまざまな活動



▲イベント・親睦活動



▲防犯・防災・交通安全活動



▲環境美化活動



▲福祉活動



▲広報活動

私たちの「安心で安全な」暮らしに自治会は欠かせない存在です。みんなで自治会を支え、将来にわたってより良いまちを継承していくために、「市地域で支え合う自治会条例」を制定しました。

問 みんなでまちづくり課 ☎(632)2900

自治会条例の特徴

1. 自治会の意義や重要性を改めて条文に明記
2. 自治会やNPO、事業者、若者などさまざまな人からの意見を反映
3. 自治会の維持・活性化に向け期待される関係者の役割りを具体化

新生活とともに自治会活動を始めませんか？

自治会への加入や活動への参加について、詳しくは、お住まいの地域の自治会長や役員へお問い合わせください。自治会名や自治会長が分からない場合は、市自治会連合会事務局 ☎(632)2289へ。

上下水道料金をお得に

☎お客さまサービス課 ☎(633) 1300

口座振替なら2カ月で**50円(税込)**割引に!

インターネットで口座振替の申し込みができます

上下水道料金の口座振替は、インターネットでも・どこでも、簡単に申し込みができます。口座振替は2カ月で50円割引となりますので、ぜひ、便利でお得な口座振替をご利用ください。

また、希望者は、毎月振り替えが選択できます。毎月振り替えは、2カ月の使用分を2回に分けて、振り替えるものです。毎月振り替えは、1カ月で25円割引となります。詳しくは、市☎をご覧ください。お客さま受付センター☎(633) 1300へ。

ID 1002594



▲市☎
[口座振替について]

上下水道の使用開始・休止のご連絡は3日前までに

上下水道の使用開始・休止の連絡は、インターネット受け付けが便利です。スマートフォンやパソコンから24時間手続きできます。休止の連絡がないと、使用しなくても、基本料金が掛かりますのでご注意ください。また、電話による受け付けは、お客さま受付センター☎(633) 1300へ。

ID 1002579



▲市☎
[使用開始・休止について]

ゴールデンウィークの電話受付の休業

4月27・29日、5月3～6日は、上下水道局は休業となります。上下水道の使用を開始・休止する場合には、早めの連絡をお願いします。

☎お客さま受付センター☎(633) 1300

宇都宮で子育てをしよう

経済的な資金の困り事をサポートします

就学援助制度

経済的な理由で、小中学校に通う子どもの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りの家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

- ▼対象 生活保護受給世帯(要保護)、生活保護に準じる程度の低所得世帯(準要保護)など。
- ▼支給費目 学校給食費、学用品費、修学旅行費など。費目は生活保護受給の有無により異なります。
- ▼支給回数・時期 年3回(7・12月、翌年3月)予定。
- ▼申込期限 4月30日。
- ▼申請方法 各学校に置いてある申請書(市☎からも取り出し可)に必要事項を書き、各学校へ(小中学校それぞれに子どもが通っている世帯は小学校のみに申請)。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

☎学校管理課☎(632) 2724

ID 1006386



▲市☎

支払いを簡単に!

クレジットカード・電子納付書で支払いができます

上下水道料金のクレジットカード払いと、電子通知による電子納付書払いができるようになりました。クレジットカード払いは、一度登録すると継続して支払いをすることができます。また、電子納付書払いは、スマートフォンなどに電子納付書が届きますので、紙の納付書と比べて紛失や破損などを防ぐことができます。クレジットカード、電子納付書による支払いには、上下水道局のポータルサイト「みや水ポータル」への登録が必要です。詳しくは、市☎をご覧ください。お客さま受付センター☎(633) 1300へ。

ID 1039392



▲市☎
[クレジットカード払いについて]

ID 1039312



▲市☎
[電子納付書払いについて]

ID 1035836



▲市☎
[みや水ポータルについて]

＼みや水ポータルのダウンロードはこちらから／



アップストア
▲AppStore



グーグルプレイ
▲GooglePlay



トピックス

宇都宮産のお米をプレゼント げんきにごはん事業 ID 1013713

小中学校に入学する新1年生のいる家庭に、地産地消・食育・地元農業への関心を持ってもらうため、入学祝いとして宇都宮産のお米セットを配付します。

- ▼内容 「みやおとめ」「ゆうだい21」「とちぎの星」の3種類。小学生=1.5kg、中学生=2.7kg。
- ▼その他 原則、入学式などで学校から直接配付しますが、配付対象世帯の状況により4月中旬～下旬に自宅へ配送します。

☎農林生産流通課☎(632) 2843



今年度から新小学1年生に森林の大切さや木の良さを知ってもらう「木育」の取り組みとして、「森林すごるく」を合わせて配付します。

必要な手続きはこちらから



4月6日(日)に 市役所1階に臨時窓口を開設します

ID 1022244



▲市庁

- ▼日時 4月6日(日)午前8時30分～午後5時15分。
- ▼その他 詳しくは、市庁をご覧ください。

担当課	取扱業務	問合せ先	窓口番号 当日電話番号
市民課	住民異動届、印鑑登録、特別永住者の届出(※1)	☎(632)2271	A 1～12
	戸籍の届出(※2)	☎(632)2270	
	住民票や戸籍に関する証明書の交付(※3)	☎(632)2265	
	転入、転居、世帯の変更に伴う国民健康保険加入・資格確認書交付、児童手当の申請、妊産婦・こども医療費受給資格者証の申請	☎(632)2496	
	マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新	☎(632)5266	
	住居表示に関する届出・証明書の交付	☎(632)2263	
学校管理課	転入学の手続き、入学通知書の発行	☎(632)2724	A 2 ☎(632)2496
保険年金課	国民健康保険加入・脱退	☎(632)2320	A 14
	国民健康保険税の納税相談・収納	☎(632)2325	A 15
	後期高齢者医療の届出の受付	☎(632)2307	A 16
	国民年金加入・脱退	☎(632)2327	A 17
税制課	所得証明書・納税証明書などの交付(固定資産税に関する証明を除く)	☎(632)2187	A 13 ☎(632)2325

※1 海外からの転入、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用した転入、カードの住所変更などの手続きは行えません。
 ※2 当日はお預かりのみとなり、翌開庁日に届け出内容を審査の上で受理決定となるため、届け出の際に証明書の交付などはできません。
 ※3 住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書などは、窓口だけでなく、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)でも取得できます。なお、窓口における戸籍証明書の取り扱いは、本籍が宇都宮市の人のみとなります。



マイナンバーカードをお持ちの人へ

☎市民課☎(632)2271

宇都宮市へ転入した人

ID 1039416

他の市区町村から本市に転入した人が、マイナンバーカードを引き続き利用するためには、月～金曜日に市役所や各地区市民センター・出張所の窓口でマイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。

なお、継続利用の手続きをしないとマイナンバーカードは失効し利用できなくなりますのでご注意ください。

▼利用条件

継続利用の手続きができるのは、次の3つの要件をすべて満たす場合となります。

- ① 転入届け出日が転入した日から14日以内。
- ② 転入届け出日が転出予定日から30日以内。
- ③ 転入届け出日から90日以内。

宇都宮市から転出した人

ID 1030769

スマートフォンやパソコンで、マイナポータルからマイナンバーカードを使ったオンラインでの転出の届け出ができ、窓口での手続きは不要です。

なお、転入届は、マイナポータルで本市での転出が完了したことを確認後、マイナンバーカードを持参し、新住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。

詳しくは、市庁をご覧ください。



▲マイナポータル

窓口待ち状況配信サイト

ID 1030359

- 市民課(市役所1階)、各地区市民センター・出張所の混雑状況の確認に「待ち状況配信サイト」をご利用ください。



▲市庁